

令和5年11月

置賜広域行政事務組合議会
定例会会議録

令和5年11月20日

置賜広域行政事務組合

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1番	相田克平	議員	2番	太田克典	議員
3番	山田富佐子	議員	4番	鈴木富美子	議員
5番	鈴木一則	議員	6番	渡部秀樹	議員
7番	船山利美	議員	8番	川合猛	議員
9番	山口裕昭	議員	10番	関陽介	議員
11番	平誠	議員	12番	秋葉晶子	議員
13番	井上晃一	議員	14番	寒河江寿樹	議員
15番	茂木晶	議員	16番	菅原隆男	議員
17番	山田仁	議員	18番	関千鶴子	議員
19番	菅野富士雄	議員	20番	屋嶋雅一	議員
21番	高橋勝	議員	22番	安部春美	議員
23番	遠藤和彦	議員	24番	小関和好	議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

理事長米沢市長	中川勝	代表監査委員	濱田俊明
会計管理者	本間加代子	事務局局長	村岡学
消防長	樋口洋介	事務局次長兼総務課長	高橋賢
施設課長兼 米沢クリーンセンター所長	山口敬次郎	長井クリーンセンター所長	金子和幸
南陽クリーンセンター所長	石川和規	千代田クリーンセンター所長	梅津憲司
消防次長兼消防総務課長	高橋清一	消防次長兼南陽消防署長	赤井橋政広
予防課長	船山泰美	警防課長	杉原利彦
救急救助課長	青木信徳	通信指令課長	市川達宏
高畠消防署長	須藤俊明	川西消防署長	山木広志

出席した事務局職員職氏名

議会書記長	栗林美佐子	議会主幹	細谷晃
総務課長補佐	佐藤博聡		

議 事 日 程

開 議

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 報第4号 専決処分事件の報告について
- 日程第6 認第1号 令和4年度置賜広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算
- 日程第7 認第2号 令和4年度置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏事業費特別会計歳入歳出決算
- 日程第8 認第3号 令和4年度置賜広域行政事務組合消防特別会計歳入歳出決算
- 日程第9 議第29号 組合有財産（水槽付消防ポンプ自動車）の取得について
- 日程第10 議第30号 令和5年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議第31号 令和5年度置賜広域行政事務組合消防特別会計補正予算（第2号）

午前 10時00分 開会・開議

○鈴木富美子議長 本日の会議に欠席通告の議員は、ございません。

よって、ただいまの出席議員は24名であります。

去る11月8日招集告示されました令和5年11月置賜広域行政事務組合議会定例会はここに成立いたしました。

ただいまから、令和5年11月置賜広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

このたび、高畠町議会において、選出議員の交代選任がありましたので、この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

このたび、交代選任された方の仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により進めます。

日程第1 議席の指定

○鈴木富美子議長 日程第1、議席の指定を行います。高畠町議会における、選出議員の交代選任による議席の指定であります。会議規則第4条第2項の規定により指定いたします。

10番 関 陽 介 議員

11番 平 誠 議員

12番 秋葉晶子議員
以上であります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○鈴木富美子議長 日程第2、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第88条の規定により指名いたします。

5番 鈴木一則議員
11番 平誠議員
17番 山田仁議員
以上3名の方をお願いいたします。

日程第3 会期の決定

○鈴木富美子議長 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期を本日1日間と定めたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木富美子議長 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

午前10時02分 休 憩

○鈴木富美子議長 ここで、暫時休憩いたします。

〔3番 山田富佐子議員 質問席に移動〕

午前10時03分 開 議

○鈴木富美子議長 休憩前に引き続き、会議を開きます

日程第4 一般質問

○鈴木富美子議長 日程第4、一般質問を行います。

発言を許可いたします。

3番、山田富佐子議員。

〔3番 山田富佐子議員 登壇〕

○3番(山田富佐子議員) 皆様おはようございます。米沢市議会議員、山田富佐子です。足元の悪い中、傍聴に来ていただきました市民の皆様本当にありがとうございます。平成24年より、米沢市、南陽市、高畠町及び川西町の2市2町の消防が統合され、置賜広域行政事務組合として発足をいたしました。このことに伴い、米沢市議会では、実際の消防救急業務に関する一般質問が困難となりました。令和5年度より、置賜広域行政事務組合米沢市議会議員選出議員となり、本日質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。昨今の地球温暖化により、異常気象や自然災害の頻発、そして新型コロナウイルス感染症による感染拡大等、消防救急業務にも大きく影響し、業務が多岐に、そして、煩雑化していると思われまます。そのような中、消防救急業務に24時間、365日、そして悪天候の中でも、私たちの命と安全安心な生活を守るために取り組んでおられる皆様に深く感謝申し上げます。それでは、質問に入ります。

1、「軽救急車を導入し救命率向上を」についてお伺いいたします。全国的に救急車の出動件数が増加傾向にあり、救急車が現場に到着するまでの時間が長くなっているとの記事が、9月1日号の広報よねざわに掲載されておりました。最初に置賜広域行政事務組合の消防本部に配置されている高規格救急車は何台ありますか、お伺いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染の拡大時には、受診控えにより重症化しての受診が増え、救急搬送も増加したと聞いております。また、例えば異常気象、大雪や大雨等、また症状が軽いにも関わらず、安易な救急車要請の出動があるとお聞きしています。昨日、市街のスーパーに行きましたら、119番適正利用に御協力をと全国消防協会のポスターが貼られてありました。その中には、不適切な救急車の要請、例えば、指を切った、病院で待ちたくない、虫に刺された等の事例が書いてありました。お伺いいたしますが、年間の救急出動件数は何件でしょうか。

今回の聞き取りの中で、PA連携について知ることができました。皆さん、PA連携をご存じでしょうか。救急車と消防車が出動する光景をよく目にしますが、消防車と救急隊の安全な救急活動を支援するための連携とお聞きし、その後、その取り組みに頭の下がる思いでございます。次に、総務省消防庁は、2011年救急業務実施基準の改正を行いました。改正内容としては、地理的条件から、通常の救急業務を行うことが困難な地域においては、救急業務実施基準によらない救急業務を認めることを改正しました。これにより、国内で初めて軽救急車が誕生いたしました。もちろんストレッチャーも搭載し、コンパクトで車内で処置ができるような備品や機器も準備されております。高規格救急車が狭隘道路や山間部の坂道等で侵入できない地域では、小回りの利く軽救急車が傷病者の搬送時間を短縮し、傷病者の負担軽減を目的に導入されております。2市2町の区域では、現在、高規格救急車が狭隘道路や山間部の坂道等で侵入できない地域は何箇所くらいあるかをお伺いいたします。また、坂道等での担架搬送は少なからず、傷病者には負担があると考えます。また、救急隊員の負担と考えられます。小回り

の利く軽救急車の導入について、お伺いいたします。

質問項目2、「AEDボックスに三角巾の配備を」についてお伺いいたします。心臓が止まったときの救命に欠かせないのは、AED、自動体外式除細動器の使用です。救急車が到着する前に、心臓マッサージとAEDを使用するの処置は、何もしない場合よりも、救命率が4倍以上あがるとデータが出ております。しかし、AEDパッドを素肌に貼る必要があります。傷病者が女性の場合、ためらうという声や京都大学の研究グループの調査では、パッドの装着された割合が、高校生の男子高校生に比べ、女子生徒は30ポイント近く低いとのデータがあります。これらのデータから、AEDボックスに三角巾を備え、女性の傷病者の胸部を覆うことができ、プライバシーを保護することも目的でボックス内に三角巾を配備する自治体が全国的に増えてきています。また、三角巾は、止血や患部の固定にも活用できます。一般の救助者が躊躇することなく、AEDを使用できる環境整備のために三角巾の配備が必要と考えますがいかがでしょうか。そして、救急講習会等で三角巾を使用することが傷病者のプライバシー保護になることや、女性の救急処置を躊躇なく行えるよう三角巾について広く啓発をしていただきたいと思います。以上、壇上からの質問を終わります。

○鈴木富美子議長 答弁を求めます。中川理事長。

〔中川理事長 登壇〕

○中川勝理事長 おはようございます。ただいまの山田富佐子議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、「軽救急車を導入し救命率向上を」についてであります。議員のご質問にございました軽救急車につきましては、軽自動車をベースとした救急自動車であり、平成23年4月の救急業務実施基準の一部改正により、道路の幅員が高規格救急車の通行に十分でない場合、その運用が認められたところであります。その全長の長さや、幅の狭さから、狭隘な道路でも走行が可能で、傷病者宅の近くまで車両が近づけることで、現場到着時間の短縮が見込まれることが、最も大きなメリットであります。

その反面、乗車定員が4名であることから、救急隊員3名と傷病者1名の乗車となり、家族等の関係者が同乗できないため、処置に対する同意や、傷病者の情報が得られにくくなります。

また、車内が狭いことから、積載できる救急資器材に限られるほか、行える救急処置が限定されてしまうこと、特には、重篤な傷病者への気道確保や輸血の救急救命処置が困難となることなどの課題も存在しております。

続いて本組合の状況を申し上げます。まず、消防本部における高規格救急車の配備状況につきましては、米沢消防署に4台、南陽、高畠及び川西の各消防署に、それぞれ2台の合計10台となっております。

令和4年における救急出動件数は、6,469件で、6,019人の方を医療機関へ搬送しております。

高規格救急車が、狭隘道路や坂道で進入できない地域につきましては、地理水利調査や、救急車が出動した際の状況により、管内に9地点あることを把握しております。進入ができない場合には、PA連携によるマンパワーで迅速に担架搬送を行っており、現状、問題なく対応ができています。なお、PA連携につきましては、搬送距離が長いなどの障害がある現場など、救急隊員3名だけでは活動が難しい場合に、

消防隊も出動し、救急活動の支援を行うことにより、救命率と安全性の向上を図るものであります。

一方、雪の影響につきましては、雪により道路幅が狭くなることはもちろんですが、積雪状況により車両進入の可否が分かれることから、119番受信時において、進入路の状況についても聴き取りを行い、進入できない場合には、先ほどの場合と同様に、消防隊の支援を得ながら対応をしているところあります。

最後に、本組合消防本部で導入できないかについてであります。今後、東北地区での導入状況を確認しながら、本組合消防本部の現場状況での有効性について、研究してまいりたいと考えております。

次に、「AEDボックスに三角巾の配備を」について、お答えいたします。心肺停止となった際に行う、胸骨圧迫とAEDによる蘇生措置については、救命処置において大変重要な応急手当となります。

このため、傷病者が女性であるとの、ためらいから、これらの処置が行われられないという事態は避けなくてはならないものと考えております。本組合消防本部では、29台のAEDを所有しておりますが、すべてのAEDに三角巾を装備しているところであります。

また、救急講習会において、特に、女性の傷病者に対してAEDパッドを貼る際には、大きく胸を出さなくてもよいことや、貼った後には、タオルやシャツ等で覆い隠すことなどの配慮が必要であることを指導しているところであります。

今後は、機会を捉えて、議員の御質問にございました三角巾活用の有効性についても、各機関等に、御紹介させていただきながら、AEDボックスへの三角巾の配備促進が図られるよう努めて参りたいと考えております。以上、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○鈴木富美子議長 山田富佐子議員。

○3番（山田富佐子議員） 御返答ありがとうございます。順次、質問をさせていただきます。先ほど、高規格救急車が狭隘道路や坂道で侵入できない地域が、9箇所あるとのことでしたが、現状問題なく対応できているとのことでした。この9箇所について、米沢市、南陽市、高畠町、川西町ごとの地域の数についてお伺いいたします。

さらにもう1点、消防本部で所有しているAEDボックス29台については、三角巾を装備して、講習会においても啓蒙もされているということをお聞きしまして、大変安心したところです。もし、把握している場合ですが、AEDは何台くらいあるのかお伺いをいたしたいと思っております。

また、社会開放の小中学校の体育館、不特定多数の方が使用する、例えば米沢であれば、市営多目的屋内運動場であるとか、ナセバの図書館などの公共施設にAEDボックスの中には、三角巾が入っているのかどうか、また、もし、入っていないのであれば、三角巾を計画的に配備するよう希望いたしますがいかがでしょうか。

○鈴木富美子議長 青木救急救助課長。

○青木信徳救急救助課長 ただいまご質問をいただきました。管内2市2町の狭隘箇所についての内訳をお答えいたします。米沢署に1箇所、南陽署に4箇所、高畠町と川西町にそれぞれ2箇所でございます。また、AEDの設置台数につきましてお答え申し上げます。当本部で把握している管内のAED設置台数は、511台でございます。なお、

構成市町でございます各市町で管理、所有するAEDの数につきましては、192台と把握をしているところでございます。ただ、三角巾の配備状況につきましては把握ができておりませんので、今後AEDボックスへの三角巾の配備促進につきまして、消防本部といたしましても、その一役を担っていきたいと考えているところでございます。どうぞ、御理解を賜りますように、よろしくお願いいたします。

○鈴木富美子議長 山田富佐子議員。

○3番(山田富佐子議員) ありがとうございます。先ほど米沢市が1箇所、南陽市4箇所、高島町2箇所、川西町2箇所が狭隘道路や坂道等で高規格救急車が進入できない地域であることを今、お伺いいたしました。先ほどの話では消防隊も主になって、PA連携して、安全安心に傷病者を運べるように取り組んでいるとお話もありました。ただ、例えば、PA連携も大切ですが、軽救急車が最初に進入して、その後、例えば、下の大きな道路で高規格救急車が待つということも他県、他市ではやられているようです。やはり、家から大きな道路まで、搬送するのに大変時間がかかったりするというので、そのような連携の仕方もあるようですが、そういうことも今後、検討いただければなと思いました。

また、先ほどの管内511台のAEDがあるということでしたが、やはり、どうしても社会開放されている小中学校の体育館であるとか、多目的の運動場とか不特定多数の多くの方が利用する場所でございます。米沢市だけでなく、管内あちこちに公共施設があるわけですので、ぜひそういうところにも配備していただいて、少しでも躊躇することなく救命処置ができるように、皆さんの講習活動で教えていただきながら、AEDボックスの中の三角巾の使い方の説明であったり、そういうものを入れてもらえば、ますますそれが使われるのかなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。その点についてはいかがでしょうか。

○鈴木富美子議長 青木救急救助課長。

○青木信徳救急救助課長 後段のAEDボックスへの配備促進でございますが、救急講習会等をしながら配備促進に努めたいということで、御理解をいただきたいところでございます。

○鈴木富美子議長 樋口消防長、軽救急車の件で質問がありましたので答弁をお願いします。

○樋口洋介消防長 救急車を更新する際の検討についてでございますが、先ほど理事長より答弁いたしましたとおりでございますが、今後におきましても東北地区での軽救急車の状況について確認しながら、そしてまずは、東北管内での活動状況に有効的なのかを、しっかり研究させていただいて対応していきたいと思っております。

以上、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○鈴木富美子議長 以上で、3番、山田富美子議員の一般質問を終了いたします。

.....
午前10時24分 休 憩

○鈴木富美子議長 暫時休憩いたします。

〔3番 山田富佐子議員 自席に移動〕

.....

午前10時24分 開 議

○鈴木富美子議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

.....

日程第5 報第4号専決処分事件の報告について

○鈴木富美子議長 次に、日程第5、報第4号専決処分事件の報告についてを議題といたします。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木富美子議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。
本件は報告事項でありますので、御了承願います。

.....

日程第6 認第1号令和4年度置賜広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算外2件

○鈴木富美子議長 次に、日程第6、認第1号令和4年度置賜広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算から日程第8号、認第3号令和4年度置賜広域行政事務組合消防特別会計歳入歳出決算までの3件は、議事の都合により一括議題といたします。

この際、理事長から提案理由の説明を求めます。中川理事長。

〔中川勝理事長 登壇〕

○中川勝理事長 ただいま上程になりました、認第1号から認第3号までの3案件について、一括して説明いたします。各会計とも当該決算の詳細につきましては、既に配付しております歳入歳出決算書及び決算に係る主要な施策の成果報告書、本組合監査委員の決算等審査意見書によって御了承賜ることとして、以下、その大要のみ説明いたします。

はじめに、認第1号令和4年度置賜広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算について説明いたします。

歳入総額は、37億247万6,419円であり、令和3年度と比較して、9億1,138万3,931円減少しました。

主な内容としましては、南陽やすらぎ荘整備事業において、施設の建設工事が令和3年度で完了したことから、分担金及び負担金が減少しました。

歳出総額は、35億9,898万2,263円であり、令和3年度と比較して、9億1,737万9,203円減少しました。

主な内容としましては、第2款総務費では、広域交流拠点施設の維持管理などのほか、「遠隔自治体間連携」として、圏域と東京都港区による地域創発プラットフォーム「お

きたま・みなと開港プロジェクト」を展開し、事業を推進したところであります。また、電算共同処理として、米沢市ほか2市4町のコンピュータ利用による行政事務の共同化により、効率化を図るとともに、広域交流拠点施設整備として、「湯るっと」の混雑緩和と利便性向上を目的に、施設の機能強化を図るべく、令和4年度までの2か年継続事業として、改修工事を推進したところであります。

第3款民生費では、養護老人ホーム南陽やすらぎ荘の適正な維持管理を推進するため、指定管理者のノウハウを活かしながら、入所生活の充実に資する事業を実施するとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を推進し、適切な処遇に努めたところであります。

また、整備事業に関しては、新たな南陽やすらぎ荘について、令和4年度までの3か年継続事業として、建設工事を推進したところであります。

第4款衛生費では、各クリーンセンターにおいて、適正処理を推進するため、整備計画に基づく施設の補修を行ったほか、各事業で必要最小限の設備、機器の補修工事等を計画的に実施し、施設の保安全管理に努めたところであります。

また、整備事業に関しては、し尿受入施設整備として、米沢及び南陽クリーンセンターのし尿処理施設が老朽化していることから両施設を廃止し、新たに米沢浄水管理センター敷地内に、令和7年度より供用を開始する、し尿受入施設を整備するため、建設工事を推進したところであります。

次に、認第2号令和4年度ふるさと市町村圏事業費特別会計決算について説明いたします。

歳入総額は、433万3,487円であり、令和3年度と比較して、137万8,711円減少しました。主な内容としましては、一般財団法人地域活性化センターの行政実務研修が修了したことから、繰入金が増加しました。

歳出総額は、歳入総額と同額であります。

主な内容としましては、平成24年度に策定した第5次ふるさと市町村圏計画の広域活動計画に基づき、広域的人材育成事業として、東京都市大学の坂倉准教授を講師に、住民の積極的参加による、ふるさと置賜圏づくりを推進するため、置賜3市5町から公募した13名を対象に、各種講座やフィールドワークを実施するとともに、本事業の7年間の集大成として、シンポジウムを開催し、新たな関係人口の創出を図ったところであります。

次に、認第3号令和4年度消防特別会計決算について説明いたします。

歳入総額は、23億9,599万8,820円であり、令和3年度と比較して、2,592万5,445円増加しました。

主な内容としましては、新型コロナウイルス感染症防止対策整備を推進したことから、組合債が増加しました。

歳出総額は、23億7,501万9,026円であり、令和3年度と比較して、4,410万5,153円増加しました。

主な内容としましては、圏域住民の安全、安心を守るため、消防、救急活動を遂行するとともに、有利な財源を活用し、新型コロナウイルス感染症防止対策整備を推進したところであります。

また、整備事業に関しては、西置賜行政組合との高機能消防指令センター共同運用に

係る整備として、令和6年度からの運用を目指し、実施設計業務を委託したところであり
ます。

以上が一般会計、ふるさと市町村圏事業費特別会計及び消防特別会計の決算の概要で
あります。

提案いたしました各議案について、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い
申し上げます。

○鈴木富美子議長 続いて、決算の概要について説明を求めます。本間会計管理者。

〔本間加代子会計管理者 登壇〕

○本間加代子会計管理者 私から認第1号令和4年度置賜広域行政事務組合一般会計歳入
歳出決算から認第3号令和4年度置賜広域行政事務組合消防特別会計歳入歳出決算まで
の3会計につきまして、その概要をご説明いたします。

初めに、認第1号令和4年度置賜広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算ですが、決
算書の1ページ、2ページを御覧ください。

歳入の表、予算現額において、37億2,800万9千円につきましては、前年度と
比べて8億8,320万3千円の減となりました。

この予算現額は、当初予算額37億5,142万6千円から、補正予算額2,341
万7千円を減額したものとなります。

調定額は37億279万6,291円で、これに対する収入済額は37億247万
6,419円であり、前年度に比べて9億1,138万3,931円の減となりました。

この結果、予算現額に対する収入率は99.3%、調定額に対する収入率は
99.991%となっております。

前年度に比べて、収入減となった主な科目と減少額は、1款分担金及び負担金が8億
4,186万6,319円、5款繰入金が1億2,686万922円、8款組合債が
1,220万円です。

一方、収入増となった科目と増款額は、6款繰越金が2,836万9,032円、7
款諸収入が2,739万4,720円、2款使用料及び手数料が1,435万6,743円
です。

次に、不納欠損額ですが、令和4年度の不納欠損はございませんでした。

次に、収入未済額ですが、31万9,872円で、全額衛生手数料であり、前年度と
比較して、4万円の減となっております。以上が歳入の概要です。

次に歳出に移ります。3ページ、4ページを御覧ください。

支出済額は、35億9,898万2,263円で、予算現額37億2,800万9千
円に対する執行率は96.5%となり、前年度に比べて9億1,737万9,203円
の減となりました。

前年度に比べて、支出減となった主な科目と減少額は、3款民生費が10億8,412
万9,479円、2款総務費が6,824万7,575円です。

一方、支出増となった主な科目と増加額は、4款衛生費が1億2,542万6,655
円、6款公債費が1億934万6,813円です。

以上の結果、収支状況につきましては、収入済額37億247万6,419円から支
出済額35億9,898万2,263円を差し引いた歳入歳出差引残額は1億349万
4,156円となり、令和5年度に繰り越しました。

なお、繰越明許費等の令和4年度から令和5年度へ繰り越すべき財源が13万5,822円で、実質収支額が1億335万8,334円となり、前年度より585万9,450円の増となりました。以上が一般会計の概要です。

続きまして、認第2号令和4年度置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏事業費特別会計歳入歳出決算です。決算書の5ページ、6ページを御覧ください。

歳入ですが、収入済額は433万3,487円で、調定額と同額です。

歳出ですが、支出済額は収入済額と同じ433万3,487円で、予算現額580万4千円に対する執行率は74.7%です。以上の結果、収支状況につきましては、歳入歳出差引残額は0円となりました。

次に、認第3号令和4年度置賜広域行政事務組合消防特別会計歳入歳出決算です。決算書の7ページ、8ページを御覧ください。

歳入ですが、収入済額は23億9,599万8,820円で、調定額と同額です。収入の主なものは、1款分担金及び負担金です。

歳出ですが、支出済額は23億7,501万9,026円で、予算現額23億9,323万7千円に対する執行率は99.2%です。

以上の結果、収支状況につきましては、収入済額23億9,599万8,820円から支出済額23億7,501万9,026円を差し引いた歳入歳出差引残額は2,097万9,794円となり、令和5年度に繰り越しました。

なお、繰越明許費等の令和4年度から令和5年度へ繰り越すべき財源がありませんので、この額が実質収支額となり、前年度より1,817万9,708円の減となりました。

以上が認第1号から認第3号までの一般会計決算及び特別会計決算の概要であります。事業及び金額の詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書及び主要な施策の成果報告書などを御覧いただきたいと思います。私からの説明は以上です。

○鈴木富美子議長 続いて、監査委員から審査結果について報告を求めます。濱田代表監査委員。

○濱田俊明代表監査委員 私から決算審査の結果について、御報告申し上げます。最初に、議員並びに執行部各位におかれましては、決算審査意見書1ページを御覧願います。監査の対象は、令和4年度置賜広域行政事務組合、一般会計、ふるさと市町村圏事業費特別会計、消防特別会計並びに基金の運用状況等でございます。

審査の期間は、令和5年8月23日から9月27日までの間、本組合監査基準に基づき、関係施設において、各会計の関係諸帳簿や証拠書類の照合を行うとともに、施設の所属長及び関係職員からの説明を求め審査を実施いたしました。

審査の結果について申し上げます。

各会計の決算及び基金運用状況調書の係数は正確で、関係法令に準拠して処理されており、予算の執行及び会計処理等についても適正と認められました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付しております決算等審査意見書のとおりでございますが、各会計の審査結果の概要について、意見・要望も含めて申し上げます。

議員並びに執行部各位におかれましては、決算審査意見書23ページからのまとめの欄を御覧願います。

一般会計、ふるさと市町村圏事業費特別会計、消防特別会計の歳入歳出決算額、前年度比較、実質収支額等については、ただいま、会計管理者から説明がございましたので、説明を省略させていただき、将来負担すべき組合債の年度末残高についてのみ申し上げます。

ます。

一般会計では、45億6,337万2千円で、前年度に比べて3億7,261万6千円、率にして7.5%減少し、消防特別会計では、14億3,347万6千円で、前年度に比べて2億868万3千円、率にして12.7%減少しております。

続きまして、最初に一般会計の審査結果の概要等について申し上げます。

本組合では、令和2年度の地方自治法の一部改正により、監査事務の根幹をなす監査基準が法整備化され、監査事務の役割は大変重くなっております。

本組合は、昭和46年に広域行政事務事業の認可を受けてスタートし、これまで、圏域住民生活に直結した事業を中心に事業を推進してまいりましたが、平成24年度からは米沢市、南陽市、高畠町、川西町の広域消防救急業務を担うようになってから、開設当初と比較すると職員数、予算額ともに大きく増員増額となっております。

このような状況の中で、令和2年度から令和4年度まで3か年計画で実施してきた「南陽やすらぎ荘整備事業」も令和4年4月に供用開始し、令和4年11月17日に、建設工事、解体工事、外構工事の引き渡しを受け、3か年の全体事業が完了しております。

施設運営については、指定管理者の「社会福祉法人南陽恵和会」より、地域福祉及び老人福祉の向上を図りながら、思いやりのある、入所者の立場に立った運営を心掛けていただいております。

次に、広域交流拠点施設「湯るっと」の混雑緩和と利便性の向上、施設の機能強化を目的として、令和2年度から3か年計画で進められてきた「広域交流拠点施設改修工事」は令和4年9月に完成、翌月の10月12日にリニューアルオープンいたしました。

本事業の推進にあたっては、行政手続法に規定されている意見公募手続き（パブリック・コメント）を実施するなど行政運営の公正性の確保と透明性の向上を図り、圏域住民の権利保護を行っております。また、利用者数においても、新型コロナウイルス感染拡大により減少傾向にありましたが、令和4年度は11万4千人を超え過去最高となりました。

施設を運営する指定管理者の「株式会社ヤマコー」には、今後とも、圏域住民の多くの世代が足を運び、人と人、人と地域をつなぐ「多世代交流」が可能な笑顔あふれる施設となるよう期待するものであります。

また、令和3年度から5か年計画で進められている米沢クリーンセンターと南陽クリーンセンターを統合する「し尿受入施設整備事業」は、米沢市、南陽市、高畠町、川西町のし尿及び浄化槽汚泥を処理することを目的に、令和7年度の供用開始を目途として順次整備が進められております。

本事業は、本組合の主要な環境整備事業であり、圏域住民の生活環境に配慮をして一日も早い供用開始を期待するものであります。

最後に、「千代田クリーンセンター焼却施設蒸気タービン緊急補修工事」や「長井クリーンセンター粗大ごみ処理施設復旧工事」等突発的な事故による改修工事が発生しております。両施設とも圏域住民の生活環境に必要な施設であり、事故対策には万全を期していただき、早期完全復旧に向けて最善を尽くすことを期待するものであります。

さて、置賜広域行政事務組合設立以来50年以上経過し、これまで多くの事業を計画し、大きな成果を上げてまいりましたが、施設にあっては、施設の老朽化等から施設整備や施設の改編の必要性、組織にあっては、施設間の統合も視野に入れた時代に適した

組織の在り方を検討する必要があります。

今後、「し尿受入施設整備事業建設工事」等で歳出の増加が見込まれることから、行財政運営にあたっては、行政課題や事業の必要性を的確に把握し、住民目線に立った費用対効果を主眼とした、適正かつ効果的な財政運営に努めるよう要望するものであります。

次にふるさと市町村圏事業費特別会計について申し上げます。

置賜広域ふるさと市町村圏基金については、基金の一部を長期国債で運用しているほか、銀行等の定期預金等への積極的かつ確実な運用を実施するなど、安全な運用を図っております。

主な事業としては、第5次ふるさと市町村圏計画に基づき、置賜広域ふるさと市町村圏基金の運用収益を活用した広域的交流活動の促進及び広域的人財育成事業が実施されております。

今後も基金の効率的で安全確実な運用に努めるとともに、限られた財源を有効活用し、引き続き本圏域の特色を生かした、圏域の振興に資する事業を期待するものであります。

最後に消防特別会計について申し上げます。

主な事業といたしましては、新型コロナウイルス感染症防止対策整備事業を実施するなど、感染症流行時においても適切に消防業務が継続できるよう環境整備が図られております。

また、令和元年度から検討が進められてきた西置賜行政組合との通信指令共同運用事業は、令和6年4月からの共同運用を開始するため、令和3年6月に、実施主体や経費の支弁方法、負担割合を明記した「高機能通信指令センター共同設置及び運用に関する協議書」を締結し、令和5年3月には置賜地域消防通信指令事務協議会設置に関する規約を定め、協定書の調印を行い、通信指令共同運用開始に向けた準備が順次進められております。

両消防の通信指令センターを共同運用することにより、災害発生時等の情報の一元化により迅速な相互応援体制の強化と組織体制の強化が図られ、高機能通信指令センターの機器・装置などを集約することにより整備費や維持管理経費の削減が期待できるなど、置賜3市5町の安全安心な住民生活の向上に大きく寄与するものと考えられます。

最後に、毎年、全国的に自然災害等が多発しております。消防救急業務の使命は、圏域住民一人ひとりの安全で安心な暮らしの構築にあります。これまで培ってきた消防組織の歴史、これから構築していく広域消防救急業務の意義を明確にして消防救急体制の強化を期待するものであります。

結びに、本組合全般について、意見・要望等を申し上げます。

構成市町においては、地域社会のデジタル化、防災減災対策事業への取組など、喫緊の課題が山積しており、ますます厳しい財政運営になっていくことが予想されます。

本組合においては、市町分担金が歳入の大半を占める構造になっていることから、最少の経費で最大の効果を挙げるため、職員一人ひとりが慣例に捉われない柔軟な発想と創意工夫をもって、社会経済情勢の変化を的確に把握し、事務事業の優先度、緊急度を精査して、限られた財源の有効活用を図るとともに、今後とも構成市町との連携を密にしながら、経済性、効率性、有効性に留意した財政運営に取り組む必要があります。

今後の行財政運営においては、新たに令和5年度から10か年計画として策定された広域行政事務推進基本計画に基づき、限られた人的及び物的資源を活用しながら、より

一層、効率的、安定的かつ将来を見据えた組合運営と行政サービスのさらなる向上を期待するものであります。

以上、各会計の決算審査の報告といたします。

○鈴木富美子議長 以上、提案のありました3件について、御質疑ございませんか。2番、太田克典議員。

○2番（太田克典議員） おはようございます。長井クリーンセンターの件についてお伺いしたいと思います。現在、粗大ごみそれから不燃ごみの受け入れはしているけれども処理ができない状況であるということが、マスコミ等でも報道されたところです。その件につきましては、本年度の事故ということで今回の案件から外れると思いますけれども、実は昨年度においても事故があったということで、主要な施策の成果報告書17、18ページの長井クリーンセンターの部分ですが、処理施設の運転業務については委託になっているということですが、爆発事故の発生により施設が損傷して、3週間程度稼働停止となったということが書かれております。そのことによって、委託している業務が不足としたと思われましても、そのことに関して委託料、これに影響が及んでいないのか。この3,330万円が決算額として計上されているわけですが、3週間程度も稼働停止が実際に起きたわけです。そのことによってこの金額が、契約上どういう契約になっているかわかりませんが、減額になるのではないかとということも考えられるところだと思います。その辺りのことは、どうなっているのでしょうか。

○鈴木富美子議長 金子長井クリーンセンター所長。

○金子和幸長井クリーンセンター所長 委託料の減額という話ですけれども、施設停止の間も、通常通り受け入れ業務を行っております。その際に、ごみの保管に人員を割いたり、あるいは千代田クリーンセンターからも不燃物が毎日運ばれてくるわけですが、そういったごみの保管、その際は積み置きという対応ですけれども、そういったごみの管理、あるいは受付者の対応といったところに職員を充てさせていただいて、契約額についてはそのとおりに実施したというところでございます。

○鈴木富美子議長 太田克典議員。

○2番（太田克典議員） 受け入れたごみを処理するというのと、実際に破砕機等で破砕する。そういう施設の運転、そういったものとはまた別なような気がするんですね。常日頃、ごみの受け入れは施設が稼働していても止まっても、それは受け入れをするんだと。ですけれども、それにプラスして機械を運転している。それは細心の注意を払って、しっかりと見ながら正確に稼働しているか、そういったところを注意しながら動かす。そういうところが必要になってくるのだらうと思います。その部分が事故によって、できなくなったということであれば、委託している業務の一部が欠けるということになるのではないかなど。特にそれが長期間に渡る場合は、委託料の方にも影響が及ぶのではないかと通常は考えられるのではないかなどと思いますけれども、契約上はそういった場合も想定されている契約が通ったのかどうか分かりませんが、実際、昨年度に引き継いだ今年度も昨年度以上に、長期に稼働できない状況が予想されているわけです。そうした時に、その辺りのことをしっかりと契約の方にも盛り込んでおくべきだったということは考えられないのでしょうか。いかがでしょうか。

○鈴木富美子議長 金子長井クリーンセンター所長。

○金子和幸長井クリーンセンター所長 契約で施設維持管理というところをお願いしてい

るところでございます。通常ですと、施設の稼働につきましては、ごみを投入した後は自動で選別されてごみが排出されるというような流れでございまして、業務のほとんどは受け入れしたごみの確認となります。爆発の前もあつたわけなのですが、ごみの安全確保といったところが、第一のフロー図のような形となっております。通常ですと監視に1名、受付に2名、そしてごみの対応に1名という状況でございました。爆発して施設が止まった間も、そういったごみの受付、ごみの管理というところに人数を割いて処理業務、受付業務を行っていたという状況でございます。

○鈴木富美子議長 太田克典議員。

○2番（太田克典議員） 3回目ですのでこれで終わりにしますが、昨年度は、予想しないごみが混入していて、そのごみによって爆発が起きてしまったということで、設備が稼働しない理由、前回、昨年度は爆発だったわけですが、今回は違うわけです。今年度の話になってしまうので、お話しづらいところもありますが、先ほどの説明だと、ごみを設備に投入する、投入してからは自動でやるんだと、その辺りのことが投入してから本当にしっかりと状況を確認していたんだらうかと、そういうようなところの心配が逆に起こってくるんじゃないかなという気がしたんです。ですので、そのことも含めて投入すれば機械が自動的にやってくれるんだということではなくて、投入後も施設の稼働状況も含めて、施設運転等の業務を委託しているということだと思っております。ですので、そこはしっかりと契約に従って監督責任なり、職員側の責任をしっかりと果たして、委託業者にしっかりと指導監督をしていただきたいと思いますというわけですが、その点について何か答弁ありますか。

○鈴木富美子議長 金子長井クリーンセンター所長。

○金子和幸長井クリーンセンター所長 管理監督責任につきましては、これまで申し上げてきましたように、今回の件に関しましては、私の管理監督が未熟だったなというところで、謝罪させていただきたいと思っております。大変申し訳ありませんでした。今後ですけれども、委託職員の方にも常日頃、管理につきまして、日報、月報の作成だったり、通常の管理といったものをさらに徹底していただくようにします。そして毎回になってまいりますけれども、受付ごみについては充分慎重に確認しながら投入するといったところで、私どもの方でも機器の管理についてはより一層徹底していきたいという考えでございます。

○鈴木富美子議長 他にございますか。21番、高橋勝議員。

○21番（高橋勝議員） それでは、1点伺います。決算等審査意見書の中からですが、24ページで施設管理について指摘、助言されています。千代田クリーンセンター、長井クリーンセンター両施設とも生活環境に必要な施設であり、事故対策には万全を期して、早期完全復旧に向けて最善を尽くすこと、さらに、施設にあっては、施設の老朽化等から施設整備や施設の改編の必要性、組織にあっては組織間の統合も視野に入れた時代に適した組織の在り方を検討する必要があるという助言、指摘がございまして、この指摘、助言に対して全くしないというわけにはいかないと思っておりますので、今後の対応をどのように考えてらっしゃるかお聞かせください。

○鈴木富美子議長 答弁を求めます。高橋事務局次長。

○高橋賢事務局次長兼総務課長 先ほど、各会計の歳入歳出決算にかかる濱田代表監査委員からの審査結果について、機器の補修等についてということで、本組合の受け止めを

申し上げたいと思います。まず、施設の老朽化では、昨年千代田と長井、今年度は、また長井と頻繁な機器の故障が起きているということで、大変申し訳ないと、ご迷惑をおかけしているという状況でございます。ただ私どもとしましては、計画的に機器の補修等を行っているという状況でございますが、やはりその辺も含めて見直しを行っております。現在、基幹的設備の大規模な修理等も必要な時期に来ていると認識をしております。ですので、監査委員から御指摘をいただいた点は非常に重要なことで、本組合としても重く受け止めたいと思っております。今後は、財源なども検討しながら長期的な計画のもと、根本的な修繕を行いながら機器の安定稼働に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○鈴木富美子議長 高橋勝議員。

○21番（高橋勝議員） ただいま答弁いただきました。私の手元に、皆さんの手元にあると思うのですが、令和5年、タブレットで置広のホームページを今見ているのですけれども、令和5年3月にまとめられた置賜広域行政事務組合の経営計画総括に、施設に関してどのように進めるべきかとまとめられております。皆さんのお仕事の基本になっているのは、ここの総括でも言われております、公共施設等総合管理計画個別施設計画を策定しております。これは2017年度、もう5年6年前になっておりますが、この計画が皆さんの施設管理の大元になっていると思われま。この中で10年ごとに計画を見直すということになっておりますが、10年ではスパンが長すぎるのではないかなと感じております。このように近年大きな事故、いわゆる財源が大変かかってしまう事故が起きているわけですから、10年と言わず、その都度という表現が適切かどうかですけれど、適宜見直しなり、この計画を再度確認して、仕事を進めてらっしゃるとは思うのですが、ここの重要性をもう一度、再認識というか仕組みも含めて必要なかなと感じたところでございますが、この意見に対してどのようにお考えか答弁いただければと思います。

○鈴木富美子議長 高橋事務局次長。

○高橋賢事務局次長兼総務課長 施設の総合計画については策定をして進めていることとございますが、施設の個別計画につきましては、現状内容を熟慮している、検討し直しているという状況でございます。千代田クリーンセンターにしても長井クリーンセンターにしても、多額の費用がかかる対応をしないと今後、長寿命化を図っていけないという状況でございますので、そういったところも含めて現状詰めておりますので、新たな個別計画を策定して皆様にも御説明を申し上げながら、御理解をいただいて、今後故障などが起きないような対応を取っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○21番（高橋勝議員） 了解しました。

○鈴木富美子議長 他に御質疑ございませんか。質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がございませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

認第1号、認第2号及び認第3号を認定するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木富美子議長 御異議なしと認めます。

よって、認第1号、認第2号及び認第3号は認定することに決まりました。

.....

日程第9 議第29号組合有財産（水槽付消防ポンプ自動車）の取得について

○鈴木富美子議長 次に、日程第9、議第29号組合有財産（水槽付消防ポンプ自動車）の取得についてを議題といたします。

この際、理事長から提案理由の説明を求めます。中川理事長。

〔中川勝理事長 登壇〕

○中川勝理事長 ただいま上程になりました、議第29号組合有財産（水槽付消防ポンプ自動車）の取得について説明いたします。

本案は、消防10か年整備計画に基づき、消防機能の強化を図るため、水槽付消防ポンプ自動車1台を取得することから、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

○鈴木富美子議長 ただいまの説明に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木富美子議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がございませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第29号を原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木富美子議長 御異議なしと認めます。

よって、議第29号は原案のとおり決まりました。

.....

**日程第10 議第30号令和5年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）
外1件**

○鈴木富美子議長 次に、日程第10、議第30号令和5年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）及び日程第11、議第31号令和5年度置賜広域行政事務組合消防特別会計補正予算（第2号）の議案2件は、議事の都合により一括議題といたします。

この際、理事長から提案理由の説明を求めます。中川理事長。

〔中川勝理事長 登壇〕

○中川勝理事長 ただいま上程になりました、議第30号及び議第31号について、一括

して説明いたします。

はじめに、議第30号令和5年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,511万2千円を追加し、補正後の予算総額を45億6,411万3千円とするものであります。

歳出であります。各款においては、人事異動及び令和4年人事委員会勧告に伴う人件費の補正に加え、ごみ搬入量等の実績による分担金の精算、前年度繰越金を予算化するほか、衛生費では、各クリーンセンターにおいて、工事請負費の契約差額を減額する一方、維持補修に伴う消耗品費及び工事請負費の増額、公債費では、財源組替及び借入利率の見直し等に伴う減額を行うものであります。

これらに伴う財源であります。前年度繰越金及び諸収入を増額し、分担金及び負担金、使用料及び手数料を減額するものであります。

次に、議第31号令和5年度置賜広域行政事務組合消防特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,697万4千円を減額し、補正後の予算総額を30億1,696万8千円とし、また、通信指令共同運用事業債の借入限度額について、8,630万円を減額し、7億8,230万円とするものであります。

歳出であります。消防費においては、一般会計同様、人件費の補正に加え、前年度繰越金を予算化するほか、常備消防費において、備品購入費の契約差額を減額する一方、車両修繕に伴う修繕料の増額、通信指令共同運用事業費において、高機能消防指令センター総合整備工事の契約差額を減額、公債費では、財源組替、借入額及び借入利子の確定に伴う減額を行うものであります。

これらに伴う財源であります。前年度繰越金を増額し、分担金及び負担金、組合債を減額するものであります。

以上、提案いたしました各議案について、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○鈴木富美子議長 ただいまの説明に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木富美子議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がございませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第30号及び議31号の議案2件を原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木富美子議長 御異議なしと認めます。

よって、議第30号及び議第31号の議案2件は原案のとおり決まりました。

.....
閉　　会

○鈴木富美子議長 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は、すべて議了い

たしました。

これもちまして、令和5年11月置賜広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

おつかれさまでした。

午前 11時22分 閉 会

議 長 鈴 木 富 美 子

署 名 議 員 鈴 木 一 則

署 名 議 員 平 誠

署 名 議 員 山 田 仁